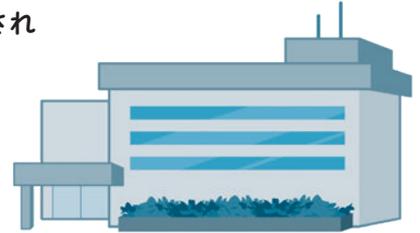


# 10月から消費税の引き上げで公

特集③

10月からの消費税引き上げに伴い、公共料金の改正などが市議会で審議され  
 決議されました。改正される公共料金は、次のとおりです。



## 体育施設等使用料金

市内体育施設等の使用料金を改正します。(例:野球場使用(一般)の場合)

区 分	料 金	改正前	改正後
8時30分～12時30分	市内	1,720円	1,760円
	市外	3,450円	3,520円
13時～17時	市内	1,720円	1,760円
	市外	3,450円	3,520円
8時30分～17時	市内	3,450円	3,520円
	市外	6,910円	7,040円
17時～日没(1時間につき)	市内	430円	440円
	市外	860円	880円

※その他の使用料金は教育振興課へ問い合わせください

問 教育振興課 文化スポーツ係 ☎75-8022

## 公民館施設等使用料金

中央公民館、各町公民館の使用料金を改正します。(例:中央公民館ホールの場合)

区 分	料 金	改正前	改正後
8時30分～12時30分	市内	6,480円	6,600円
	市外	16,200円	16,500円
13時～17時	市内	6,480円	6,600円
	市外	16,200円	16,500円
18時～22時	市内	9,720円	9,900円
	市外	24,300円	24,750円

※その他の使用料金は教育振興課へ問い合わせください

問 教育振興課 社会教育係 ☎74-3241

## 多久市立病院使用料および手数料

文書料、特別室使用料等を消費税相当分改正します。

(例) 普通診断書 1通 (現在)1,080円 → (改正後)1,100円  
 特別室使用料 個室A (現在)3,240円 → (改正後)3,300円



※くわしくは市立病院に問い合わせください

問 多久市立病院 ☎75-2105